- 2021年8月18日に発生した「当社社員のAPD他置忘れ」ならびに2021年11月19日に発生した「当社社員の身体汚染」について、2022年3月25日に労働基準監督署より、労働安全衛生法違反として『是正勧告書』ならびに『指導票』を受領しました。
- これまでに再発防止対策を取りまとめ、本日(4月15日)、労働基準監督署へ『是正報告書』を提出しましたのでお知らせいたします。
- 引き続き、同様の事案の再発防止に努めるとともに安全最優先に作業を進めてまいります。

【発生概要】

①『2021年8月18日発生「当社社員のAPD他置忘れ事案」』

8月18日午前10時30分頃、当社社員の警報付ポケット個人線量計(APD)と蛍光ガラス線量計が高温焼却炉建屋付近の装備交換所に置き忘れられていることを協力企業員が発見。午前10時35分頃、作業を終え高温焼却建屋付近の装備交換所へ戻った当社社員は、その場にいた当該協力企業作業員から、APDと蛍光ガラス線量計が置き忘れていたことを告げられ、不携帯で作業を実施していたことに気づく。その後、APDと蛍光ガラス線量計については、当該社員が装着して通常通り退域。

(2021年8月18日お知らせ済)

②『2021年11月19日発生「当社社員の身体汚染事案」』

11月19日午後0時49分頃、淡水化装置(RO3)近傍の関連施設内で作業していた当社社員2名の鼻腔周辺に汚染があることを確認。除染により退域基準(4 Bq/cm²未満)を満足したため、管理対象区域を退域。その後、入退域管理棟救急医療室の医師による問診により異常なしと診断され、午後2時26分、入退域管理棟救急医療室を退室。なお、内部被ばくの詳細評価の結果、預託実効線量は、当該社員2名とも記録レベル(2mSv)未満であったことを確認。

(2021年11月19日・20日お知らせ済)

① 『2021年8月18日発生「当社社員のAPD他置忘れ事案」』

【是正勧告】

● 管理区域内において受ける外部被ばくによる線量を測定していなかったことに対しての是正勧告。

【指導票】

- 1. セルフチェック・相互チェック等の方法等により放射線測定器装着の徹底を図ること。 また、放射線管理委託員、セキュリティーゲート設置等の今後の計画を報告すること。
- 2. 当事者へ改めて必要な教育を実施するとともに、事業場の全労働者に対して改めて再発防止対策 を周知し装備交換時の適切な着替え方法等の徹底を図ること。

【是正報告書内容】

- 1.-① APDセキュリティーゲートの現状の設置状況と今後の設置計画について報告
 - ・2021年6月から構内の装備交換所に扉付きAPDセキュリティゲートを設置する工事を実施。 2022年3月までに31台を設置済。
 - ・2023年度までに構内全装備交換所のG装備出口及びY装備出口に扉付きAPDセキュリティ ゲートを設置予定。

1.-② APDゲートを設置するまでの間は、放射線管理委託員を配置

- ・APDゲートを設置するまでの間は、G装備出口側に放射線管理委託員を配置。
- ・2021年8月30日にG装備出口に扉付きAPDセキュリティゲート設置したことから、設置以降は、放射線管理委託員は配置していない。
- ・2022年4月13日にY装備出口側にも扉付きAPDセキュリティゲートを設置。

2.-① 当該社員への再教育の実施

- ・2022年4月5日、当該社員は、関係法令、放射線管理基本マニュアル、ふるまい教育、入退域手順(DVD教材)の視聴等を受講し、装備交換時の適切な着替えの方法等を理解し、管理対象区域内では、APD・積算線量計は絶対に外してはいけないことを理解。
- ・2022年4月8日、当該社員のグループマネージャーは、当該社員が理解していることを確認

2.-② 構内で作業する全作業員への再発防止対策の周知

・2022年3月31日から福島第一原子力発電所の社員および元請け企業へ本事象と再発防止対策について周知を開始

(周知方法)

社員:所内イントラネット

元請け企業:安全衛生推進連絡会およびメール

・2022年4月14日、全放射線業務従事者への周知完了を確認

② 『2021年11月19日発生「当社社員の身体汚染事案」』

【是正勧告】

● 当該作業場所において、電離則別表第三に掲げる限度の十分の一(4Bq/cm²)を超えて汚染させるおそれのある作業に労働者を従事させるときに、汚染を防止するために有効な保護衣類等を備え、その作業に従事する労働者に使用させていなかったことに対しての是正勧告。

【指導票】

- 1. 事前に、作業場所の汚染状況等の調査を行い、その結果に基づき放射線防護計画等を策定すること。その際、汚染状況等の調査結果及び予定される作業方法等による放射性物質の汚染のリスクに応じて、適切な保護衣類及び保護具等の選定を行うこと。
- 2. Yゾーン等とダクト等によって通じている場所について、注意喚起の表示をおこなうとともに、当該場所で作業を行う場合には、Yゾーン等に準じて適切な保護衣類等の選定を行うこと。

【是正報告書内容】

1.-① 放射線管理基本マニュアルに、作業着手前に、作業内容や作業姿勢を考慮して、作業場所毎の作業環境モニタリングを実施し、放射線作業計画を策定するとともに作業環境モニタリングの結果に応じて、区域区分又はゾーン変更の必要性、放射線防護装備変更の必要性、作業工法変更の必要性等を検討し、放射線作業計画にフィードバックする仕組みを構築

<改訂内容>

- ・作業環境モニタリングの具体的な測定時期、測定目的、考え方について明確化
- ・作業環境モニタリングの結果に基づき、放射線管理計画書等で立案した放射線防護措置の 妥当性を確認し、見直しが必要な場合は反映する旨を明記
- ・直営作業を行う前に策定している作業予定表の記載事項の明確化
- ・放射線管理部門が行う作業予定表レビューについて、実施対象の充実と明確化
- 2.-① 発生箇所に異区分を跨るダクトである旨の注意喚起表示を設置
 - ・当該場所は、ダクト内Υβゾーンと連通していること、ダクト開放時・損傷時はゾーン変更すること を明示した注意喚起を表示。
- 2.-② 空調ダクトについて一斉調査を行い異区分を跨るダクトである旨の注意喚起表示を設置
 - ・発電所の取り組みとして、同様の異区分を跨る空調ダクトの一斉調査を行い、再発防止策と して注意喚起表示を実施、当社社員、協力企業ともに気付ける環境を設定。